

## 平成 29 年度 第 2 回 台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て・若者支援課	
開催日時	2017 年 11 月 7 日（火） 19:00～21:00	
開催場所	台東区役所 10 階 1003 会議室	
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）事業報告</p> <p>①子供育成活動支援事業の実施状況について</p> <p>②台東区要保護児童の状況について</p> <p>③平成 28 年度ゆりかご・たいとう及び乳児家庭全戸訪問の実施結果について</p> <p>④認可保育所等の開設等について</p> <p>⑤こどもクラブ委託事業者の選定結果について</p> <p>⑥「台東区放課後対策の方針」中間のまとめについて</p> <p>（2）審議事項</p> <p>①児童福祉法に基づく認可予定事業について</p> <p>②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について</p> <p>③子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて</p>	
出席者	委員	<p>西委員長、堀内副委員長、遠藤委員、新保委員、米山委員、柴原委員、善平委員、齋藤委員、多川委員、廣田委員、佐藤委員（企画財政部長）、齋藤委員（区民部長）、清古委員（健康部長）、田中委員（教育委員会事務局次長）</p> <p>欠席委員</p> <p>澤田委員、宇津木委員、藤巻委員、高橋委員、中井委員</p>
	関係課	<p>川口センター長（子ども家庭支援センター）、松本課長（保健サービス課）、岡田課長（庶務課）、山田課長（学務課）、佐々木課長（児童保育課）、福田課長（放課後対策担当）、屋代課長（指導課）</p>
	事務局	三瓶課長、池田係長（子育て・若者支援課）

配付資料	<b>【事前配布】</b>
	報告資料1 子供育成活動支援事業の実施状況について
	報告資料2 台東区要保護児童の状況について
	報告資料3 ゆりかご・全戸訪問の実施結果について
	報告資料4 認可保育所等の開設等について
	報告資料5 こどもクラブ委託事業者の選定結果について
	報告資料6 今後の放課後対策の方針
	審議資料1 児童福祉法に基づく認可予定事業について
	審議資料2 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について
	審議資料3-1 子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて
	審議資料3-2 台東区子ども・子育て支援事業計画改訂版（中間案）

## 審 議 結 果

### （１）事業報告

特に問題なく了承された。

### （２）審議事項

#### ①児童福祉法に基づく認可予定事業について

原案どおり了承された。

#### ②子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について

原案どおり了承された。

#### ③子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

原案どおり了承された。

# 検 討 経 過

## 1. 開会

(新委員紹介・挨拶)

柴原委員 紹介・挨拶

## 2. 議事

### (1) 事業報告

#### ① 子供育成活動支援事業の実施状況について

##### 【説明】

##### (子育て・若者支援課長)

報告資料1に基づき子供育成活動支援事業の実施状況について説明する。平成29年度から開始した地域活動支援の新規事業。補助団体が決定したので報告をする。

事業目的は、学習支援や食事提供等の地域活動を担う団体に対して、経費の一部を支援することで、親の就労や家庭事情等により、孤立しがちな子供や家庭の支援を図るもの。

対象団体は、台東区内で当該活動を実施する社会福祉法人、特定非営利活動法人等。対象事業は、子供の居場所の提供、学習支援週2回以上実施、食事提供月2回以上実施の3点の条件を満たすものとしている。補助限度額は1団体年間150万円。

補助団体は現在4団体。NPO法人セカンドハーベスト・ジャパン、NPO法人台東区の子育てを支え合うネットワーク、社会福祉法人愛隣団は4月より、東京保健生活協同組合は7月より適用。実施内容・実施日は資料記載のとおり。各団体の実施名称に①～⑥を付番しており、資料裏面のスケジュール表に対応している。子供食堂のスケジュール表の⑤さくら荘に関して、月1回となっているが、学習支援の中で参加している子供に対しお弁当提供を行っているので、食事提供月2回という必要条件を満たしているとしている。地図には各団体の配置状況を示している。

事業開始して数か月経過する中で、参加者数も伸びている状況。

##### 【質疑応答】

##### (多川委員)

対象事業に、学習指導と栄養バランスのとれた食事提供とあるが、有資格者の参加・監督等の条件はあるのか。学習指導であれば経験者、子供食堂であれば栄養士等が団体に在籍することが条件化されているのか。

##### (子育て・若者支援課長)

学習指導についての専門的な人員の配置については、各団体によって異なる。元高校教員が協力しているところもあれば、大学生等身近に学問に接している人を募って運営しているところもある。資格という面でハードルを上げてしまうと、運営が難しくなる部分もあるので、審査の段階で実施体制が適正か判断している。

子供食堂は保健所に届出・許可が必要で、各団体必要な手続きをとっている。栄養士についても各団体で状況が異なる。セカンドハーベスト・ジャパンは、元々フードバンクとして活動していることもあり、栄養士が配置されている。さくら荘は、区の施設を管理運営しているので栄養士が配

置されている。台東区の子育てを支え合うネットワークと東京保健生活協同組合は地域活動の一環で行っているものであり、地域の区民が参加している。資格は所有していないが、日頃から調理に関わり栄養面にも気を配っている人たちが主体となり、できる限りの協力をしてもらっている。

#### **(廣田委員)**

同じ事業を行政主体で実施するとなった場合、場所の確保や従事職員の人件費等で相当コストがかかるだろう。行政で実施の難しい事業を地域の団体が運営してくれることは、とても嬉しいことで感謝をしている。もし、同じ事業を行政で行った場合どのくらいのコストがかかるのか、想定で構わないので教えてほしい。

#### **(子育て・若者支援課長)**

従事する人員の確保が一番重要。一定の謝礼は各団体から支払っているが、現状交通費程度。行政で行うと職員へ時間単価での給与支払になり、事前準備・後片付け等も含めると人件費が相当嵩む。コスト面で見れば地域の方の協力を得る方向が良いかと思われる。

#### **(西委員長)**

民間の力を借りて、資格という面で縛りは設けないが、行政が運営体制をしっかりと見守っていくという認識で良いだろう。

## **② 台東区の要保護児童の状況について**

### **【説明】**

#### **(子ども家庭支援センター長)**

報告資料2に基づいて、台東区要保護児童の平成28年度の状況について説明する。

新規相談受付数については969人（昨年度比84人増）。そのうち、要保護児童として経過を見ていく必要のある児童は328人（昨年度比53人増）。特定妊婦の相談、養育困難の相談が増加したことが増加要因。

虐待相談内容について特徴的な箇所としては心理的虐待の前年比29人増加の68人。面前DVの通報が増えたことが増加要因。要保護児童数については794人（前年比22名増）。

要保護児童・保護者への相談件数は7,595回（前年比2,524回増）。虐待対応の重要性を鑑みて現場対応に力をいれたことが要因。要保護終了児童の見守り期間について。今年度要保護を終了した児童を、通報から終了までどのくらいの期間見守っていたかを表したもの。半数以上の児童に対し1年以上の支援を行った。居住実態が把握できない児童への対応について、100件の通報があったが、いずれも虐待非該当。

平成29年度の新たな取り組みを3事業開始。

子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業。要保護児童の在籍する保育施設・学校等を学期ごとに訪問していた従前の活動に加え、要保護児童のいない保育施設・学校等を定期的に訪問。課題や不安を抱える家庭の情報収集をして、早期に必要な支援に繋げることが目的。

児童向け啓発事業。児童・生徒に直接「虐待」とはどんなものか、虐待を受けた時は周囲に助けを求めることを指導。本年度は小・中1校ずつモデル校を選定し、紙芝居形式で指導。

子育て短期支援紹介カードの運用。ショートステイなどの支援を必要とする人に保健所等から紹介カードを渡してもらい、子ども家庭支援センターへ早期に繋ぐもので、引き続き育児に不安を

抱えている人たちを支援していく。

**【質疑応答】**

なし

**③ 平成28年度ゆりかご・たいとう及び乳児家庭全戸訪問の実施結果について**

**【説明】**

**（保健サービス課長）**

報告資料3に基づき説明する。昨年度より実施のゆりかご・たいとう事業は保健師等の専門職が妊婦に対して面接を行い、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制」を強化し、孤立する子育て家庭の支援と乳幼児虐待の予防を図るもの。乳児家庭全戸訪問は、区内の概ね生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を対象に保健師等が訪問し、母子の健康状況の確認や、子育て情報の提供を行っている。産後うつや育児不安などなんらかの支援を必要とする家庭に対し、関係機関と連携しながら支援を行っている。

ゆりかご・たいとうの実施状況は、面接実施数は1,620人、実施率は84.3%。支援状況は継続支援不要が約90%。要支援の内訳は、保健師による電話等で定期的に状況確認をする、ゆるやかな見守りの支援が8.1%、子ども家庭支援センターと連携して行う支援が1.7%。

乳児全戸訪問の訪問状況は対象数1,639人に対して95.7%。未訪問者は71人で、未訪問者内訳は資料記載のとおり。支援状況は、約70%が支援不要。乳児健診・育児相談等参加時に保健所で状況確認をするゆるやかな支援が28.6%、要保護児童支援ネットワークにて支援が2.2%。

**【質疑応答】**

なし

**④ 認可保育所等の開設等について**

**【説明】**

**（児童保育課長）**

報告資料4に基づき説明する。公募による認可保育所の開設について。本件は当初、現認証保育所ソラスト三ノ輪が同じ場所で認可保育所への移行を予定していたが、当該事業者が別場所の物件を確保し、新たな認可保育園の開設を提案してきた。事業者は、株式会社ソラスト、施設名はソラスト竜泉保育園、平成30年4月1日開設予定。区内で認証保育所2施設、都内で認証保育所10施設、千葉県で認可保育所1施設運営。審査結果、得点率が基準の70%を超えたため優先交渉権者とした。プレゼンテーションでは保育施設運営者の経理状況や、保育の質の向上に繋がる職員の定着率の高さ等が評価された。保育棟と職員事務所を含む病後児棟の2棟を用意して運営。

認証保育所の廃止について。ソラスト竜泉保育園開設にあたり、同運営事業者のソラスト三ノ輪については、平成30年度末にて廃止。在園児は、新規認可保育所や同運営事業者の他施設での受け入れで調整中。

公募による小規模保育施設の開設について。事業者は社会福祉法人陽だまりの家。愛知県名古屋市で認定こども園を運営、本年度より同名古屋市で認可保育園1施設、小規模保育所1施設を運営。

施設名はかるがもハウス浅草橋、平成30年4月1日開設予定。5階建ての1階部分で運営、2階以上は共同住宅。審査結果、得点率が基準の70%を超えたため優先交渉権者とした。選定委員より、保育士の勤務体制や拠点が名古屋ということで東京本部についての質問が出た。事業者から勤務体制の精査や東京本部を台東区内に設置する等の回答があった。

「東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届け出等に関する条例」に基づく小規模保育所の開設について。条例によりマンション等建設事業者は総戸数100戸以上の共同住宅や、敷地面積2,000㎡以上又は延べ床面積10,000㎡以上の建築物について土地取引の前に、建設事業に関する事項を区に届出が必要。区は届出に基づき、大規模マンション等の建設と保育所整備の状況の調整を図る。大規模マンションの建設事業者は株式会社大京。建設地は蔵前1丁目。地上14階建て総戸数190戸の予定。保育事業者は株式会社Alps。区内で認可外保育所1施設運営。施設名はふくろう保育園、平成30年4月1日開設予定。マンション1階部分で開設。マンション建設事業者が保育事業者を数社、審査の上選定し、区に推薦。区において保育内容などヒアリングを行い、事前確認・協議を行い計画が適正と判断。

緊急保育室の開設について。前回協議会で概要を報告した御徒町保育室の公募による事業者の選定の報告。事業者は株式会社ライクアカデミー。関東圏で認可保育所68施設運営。審査結果、得点率が基準の70%を超えたので優先交渉権者とした。選定委員からは法人運営の安定性、類似施設の運営実績について評価がされた。

各保育園の入園申込は既存の認可保育園の平成30年4月入園と同時に受け付けている。内定者を平成30年2月に決定。2月には各園工事が終了し、平成30年4月1日より開設予定。

## 【質疑応答】

### （善平委員）

小規模保育所が多く開設し、毎月0歳児の健診する必要があると思うが、嘱託医の配置は必要になるのか。近隣の医師会に依頼するのなら、小児科医が不足している現状なので、早めに依頼頂きたい。

### （児童保育課長）

認可の規定では、0歳児の健診も年2回であるが、毎月健診を行っているのが実態。嘱託医については、運営事業者が手配をしていて、現時点では区では把握していない。

### （多川委員）

今回認証保育所から認可保育園へ移行という話だったが、台東区としては移行を推進していく姿勢なのか。認証保育所には、認可保育園に入れなかった乳幼児の受け皿という役割もあると認識しているので、認証保育所の存在も残してほしい。

### （児童保育課長）

認証保育所の認可化の支援はしているが、現実的には施設の問題があってなかなか進めるのが難しい部分はある。認証保育所は、駅に近い、保育時間が長い等、多様な保育ニーズに応える一つの選択肢であるべきと捉えている。

### （西委員長）

区としては、認証保育所側から認可へ移行の要望があれば支援していくが、認証保育所の役割を

果たすための支援も従来通りしていくと捉えて良いか。

**(児童保育課長)**

その通り。

**(西委員長)**

小児科医の問題は各地で耳にするので、医師会と協議の上質の良い保育を進めてもらいたい。

**⑤ こどもクラブ委託事業者の選定結果について**

**【説明】**

**(放課後対策担当課長)**

報告資料5に基づき報告する。選定経過について、公募期間・審査機関・選定委員については資料記載のとおり。第1次審査は書類審査にて、1クラブにつき3団体を選定。第2次審査ではプレゼンテーション・ヒアリング審査により、審査結果得点率70%を超える事業者の中で一番得点率の高い事業者を優先交渉権者に決定。

浅草橋こどもクラブについては、株式会社プロケア。富士こどもクラブについては、テンプスタッフ・ウィッシュ株式会社。金竜こどもクラブについては、株式会社プロケア。3クラブ全て現在運営の事業者を優先交渉権者に選定。いずれの事業者も現在の運営内容が選定委員に高く評価された。

平成30年4月1日より事業開始予定。

**【質疑応答】**

**(堀内副委員長)**

全ての保育園・こどもクラブの審査に代表者として関わっている。審査対象の事業者がどういう思いを持って施設を運営したいのかという部分に注視して選定している。

保育園の傾向は、以前に比べると応募が少なくなっているにも関わらず、全国の事業者から応募がある状況。保育士の確保が問題となっている中で、各地域で大規模運営をしている事業者が進出してきているようだ。台東区の保育をよくしてくれるだろうと期待をして、台東区という地域の特性や文化を良く調べている事業者を選定している。

こどもクラブは歴史のある事業。業者がある程度特定されている。地域に根付いて良い経営をしていて、保護者の信頼を得ているというのが強み。その結果、今の事業者が継続という形が多い。台東区に根付き、子供たちにとって最善となる事業者を選定している。

**(西委員長)**

詳細な報告、ありがとうございます。

**⑥ 「台東区放課後対策の方針」中間のまとめについて**

**【説明】**

**(放課後対策担当課長)**

報告資料6に基づき説明する。児童の安心・安全な放課後の居場所づくりを推進するため、放課

後対策の総合的な方針を定める。今回、計画の中間のまとめを報告。

別添の資料「台東区放課後対策の方針中間のまとめ（案）」に基づき説明する。本区の小学校・中学校・高等学校在学年齢人口の増加や、こどもクラブ等の需要増加が見込まれる。保護者に対し、仕事と子育ての両立を支援するとともに、次代を担う子供たちの健全な育成ができるよう、全ての児童・生徒にとって安心・安全な放課後の居場所作りを推進するため、放課後対策の総合的な方針を定めることが目的。

台東区の放課後対策は、大きく分けて2事業実施。保育が必要な児童に対する事業として、「こどもクラブ」と「石浜小学校放課後子供教室B登録（以下、石浜小B登録）」。全ての児童に対する事業として「放課後子供教室」と「児童館」。

こどもクラブは、平成29年度現在区内22か所で実施。児童数増加や保護者の就労形態・就労時間の多様化に伴い、今後の需要は増加が見込まれる。こどもクラブの定員は入会希望者以上に整備しているが、小学校・自宅近隣こどもクラブ以外には入会を希望しないことが多いため待機児童が発生。保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない児童に対する生活の場として重要であるため、需要に応じた整備をし、受け入れ態勢を充実させる。今後、放課後子供教室等の整備によりこどもクラブの需要が減少した場合は定員の見直しを行う。また、高学年障害児対応こどもクラブについても、施設改修時等引き続き整備を進めていく。

石浜小B登録は、こどもクラブと同等の保育を提供する平成28年度からの新たなモデル事業。定員を設定しない台東区独自の保育事業として「石浜小B登録」、長期休業中のみ保育利用可能な「石浜小B（長期）登録」を実施。その結果平成27年度区内小学校で最多であった待機児童は解消。平成29年度石浜小学校児童をモデルとしてこどもクラブの需要を分析すると、石浜小B（長期）登録の割合が全体の約40%。また、こどもクラブ在籍者のうち、17時以降利用していない児童数は全こどもクラブ在籍児童の28.5%。長期休業中に放課後子供教室で居場所確保をすれば、こどもクラブの需要削減が見込まれる。B登録は保育需要を満たす定員を確保できるため、こどもクラブへ変更。B（長期）登録は、石浜小A登録を長期休業中も実施することで、全ての児童に居場所を提供できるため、放課後子供教室に変更。

放課後子供教室は全ての児童を対象とし、安心・安全な居場所を確保し、社会性・自主性・創造性等を育む重要な事業で、現在千束小学校、石浜小学校の2校で実施。また平成20年度から放課後子供教室の一部として生活指導子ども会を区内全19校実施。放課後子供教室の利用実績は、千束小学校登録率87.4%、一日あたりの平均利用者数98人。石浜小学校A登録率62.8%、一日あたりの利用者数平均47人。今後、全19小学校において、長期休業中を含めた放課後子供教室を実施予定。各学校の状況に応じたプログラム内容を検討し、近隣のこどもクラブ児童も利用しやすいよう連携。生活指導子ども会とも連携し、恒常的な放課後児童の居場所を提供していく。

児童館は、0歳から18歳までが自由に利用でき、児童の健やかな育成を目的とする施設。区外の小学校に通う児童や、学校以外の居場所が必要な児童に加え、中高生の居場所のひとつとして役割を担っている。現在8館整備。小学校から直接児童館に来館して過ごすランドセル来館は全8館で実施。こどもクラブの待機児童対策でもある定期利用のほか、突然保育の必要が発生した場合の緊急利用にも対応。年々利用者は増加しており、利用者の半数以上は小学生。ランドセル来館の利用者も増加しており前年比4.4倍の4,263人の実績。放課後子供教室の全校実施により、小学生の利用率が低下する可能性があるため、今後の需要の変化を見定めていく。

放課後子供教室を長期休業中も含め全校で実施することで、こどもクラブの需要削減が予想される。

## 【質疑応答】

### （齋藤委員）

高学年障害児対応こどもクラブについて、施設改修時に整備を進めていくとあるが、具体的にどんな整備をするのか。

### （放課後対策担当課長）

だれでも利用できるトイレ等を整備し、障害児に対応できる職員の配置を行い、高学年障害児対応こどもクラブを拡大していく。

### （廣田委員）

東京都学童保育連絡協議会からの報告でも見たのだが、台東区でもこどもクラブと放課後子供教室を一体化することで混乱が起こることを危惧していた。今回中間のまとめを見て、ニーズを精査した上で、無理なく一体化ができるよう、分かりやすく方針が提示され安心している。

石浜小A登録+B（長期）登録を放課後子供教室へ転換することで、こどもクラブに通う児童が減る見込みとの分析に対して、状況に応じて定員数を見直していくとのことだが、1校区に1クラブは残すというのが今回の方針と受け取っている。どの程度の期間この方針で運営していくのか。

### （放課後対策担当課長）

特に期間は明確に決定していない。教室開始後すぐに定員を減少させるものではなく、運営していく中で申込数と定員が適切でない判断される時点で対応していく。

### （廣田委員）

厚生労働省や各種の調査で、学童保育の適正人数は40人程度と言われている。子供が安定して過ごせるよう、最善の配慮を希望する。全校で放課後子供教室実施する場合、担当する職員や居場所の確保、運営方法は学校事情によって変わるということだが、その他、出欠管理や日々の預かり時間に関してはどうするのか。

### （放課後対策担当課長）

台東区の小学校は校舎も校庭も狭いところが多い。学校やPTAの方と話をしながら子供の安心・安全を第一優先に考え、学校運営に支障がないよう進めていく。

日々の預かり時間は、学校運営の関係で学校ごとに変わる可能性はある。放課後子供教室は、現在17時まで実施中だが、全校で行う際は学校状況に応じて16時45分程度までと検討中。調整しながら状況に応じ学校ごとに順次決定。

### （廣田委員）

石浜小B（長期）登録について、夏休みに学校が完全休業の期間があるが、その期間の預かりは。

また、前回の台風で学校は休校になったが、こどもクラブは、急遽対応してくれた。そのような対応は放課後子供教室に転換後に可能なのか。

ランドセル来館は、緊急利用のため残していくとあるが、こどもクラブに空きが出てこの方針は変えないのか。想定している緊急時とはどのような場合なのか。ランドセル来館でも事前に申請が必要だが、こどもクラブと比較して利用申請から利用開始までスピードが違うのか。

**(放課後対策担当課長)**

夏休みの完全休校時の実施については、安全性も含めて難しいと認識。実施しない方針。

台風等の災害時については、学校側が危険なので休校という判断を下しているため。状況に応じて検討するが、基本的には児童に危険があると判断した場合には実施しない。

ランドセル来館の緊急時利用については、保護者が就労していない家庭でも、保護者の急病や急用の際に預かりが可能になる。当日午前中までに児童館に連絡をすれば預かりが可能。こどもクラブが恒常的な利用であるのに対し、ランドセル来館は1～2日で利用可能。

**(廣田委員)**

夏休み学校完全休業期間と臨時休校の際、受け皿となる施設を用意してくれると、保護者としても安心。検討を希望する。

こどもクラブ登録児童が放課後子供教室のプログラムを利用したい場合の対応はどうなるのか。石浜小の事例だとこどもクラブは休み扱い。放課後子供教室のプログラム終了後、こどもクラブに戻って残りの時間は保育という要望もあるだろう。こどもクラブ利用時間が利用要件になっているため、放課後子供教室の滞在時間もその積算に加えて欲しい。

また、放課後デイサービスの連携についても、療育サービスとこどもクラブの併用できるようになったのは進歩だが、なぜデイサービス利用2日と制限があるのか。

**(放課後対策担当課長)**

こどもクラブ登録の児童が放課後子供教室の利用するための仕組みを現在検討中。放課後デイサービスとの連携の日数制限の理由も週3日という利用要件があることが影響している。

**(廣田委員)**

療育と保育、両方を必要とする児童にとって、その時々状況や児童の様子に応じて対応できるよう、連携の日数に関してはもっと柔軟性があってもよいと感じる。

**(米山委員)**

生活指導子ども会について、放課後子供教室と併用して実施するとあるが、従来通りの形で運営するのか。それとも見直して新しく運営するのか。

**(放課後対策担当課長)**

生活指導子ども会は、学校ごとに開催曜日・時間、内容が違う。例えば曜日固定で開催しているところは、その曜日だけ放課後子供教室を休みにして、生活指導子ども会を恒常的な居場所にするのもひとつ。放課後子供教室のプログラムの一部として共存して運営していくのもひとつ。学校ごとに相談のもと対応をしていく。

**(新保委員)**

放課後子供教室が今後全19校で実施されることはよいことだと思う。だが、生活指導子ども会で従事しているPTA本部の者は、大きな負担を抱えてやっているため、これ以上PTAの負担にならないよう進めてもらいたい。学校だけでなくPTAとも連携、密な情報提供をお願いしたい。

**(放課後対策担当課長)**

各学校での放課後子供教室の実施が決定し次第、PTAの方々へも報告・説明に伺い丁寧に進める。

#### **(多川委員)**

保育園で待機児童がでているので、スライド式でこどもクラブにも影響してくるのでは。小学校区にこどもクラブがなく需要が多い地域とは、具体的にどの地域なのか。また、その対策は。

小学中高学年になると低学年が優先されこどもクラブにいられなくなる事例があるようだがどう対応するのか。

#### **(放課後対策担当課長)**

小学校区にこどもクラブがなく、需要が高い地域は根岸小地域。

高学年になるとこどもクラブに在籍しにくくなる点について。放課後子供教室を運営することでこどもクラブ在籍者の3割近い人員が移行すると予想。その分定員に余裕ができ、高学年児童もこどもクラブ在籍が可能になると予想。

## **(2) 審議事項**

### **(西委員長)**

続いて審議事項であるが、審議事項①と②については所管課が同じであるため、まとめて聴取する。

### **① 児童福祉法に基づく認可予定事業について**

#### **【説明】**

#### **(児童保育課長)**

審議資料1に基づき説明する。児童福祉法第34条の15第4項の規定により、区が事業を認可するにあたり意見を聴取するもの。

かるがもハウス浅草橋、小規模保育事業A型、平成30年4月認可予定。設置者は、社会福祉法人陽だまりの家。定員、施設の状況については資料記載のとおり。

ふくろう保育園、小規模保育事業A型、平成30年4月認可予定。設置者は株式会社A1ps。定員、施設の状況については資料記載のとおり。

### **② 子ども・子育て支援法に基づく確認予定施設・事業の利用定員の設定について**

#### **【説明】**

#### **(児童保育課長)**

審議資料2に基づき説明する。子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定により、区が施設・事業の利用定員を設定するのにあたり意見を聴取するもの。

教育・保育施設が3施設。いずれも類型は保育所、公私の別は私立。LIFE SCHOOL根岸こどものいえ、平成30年4月開設予定。利用定員は2号認定3～5歳が51人、3号認定の0歳が8人、1・2歳が31人の計90人。レイモンド鳥越保育園、平成30年4月開設予定。利用定員は2号認定3～5歳が51人、3号認定の0歳が11人、1・2歳が28人の計90人。ソラスト竜泉保育園、平成30年4月開設予定。利用定員は2号認定3～5歳が27人、3号認定の0歳が8人、1・2歳が17人の計52人。

地域型保育事業が2施設、いずれも類型は小規模保育事業、公私の別は私立。かるがもハウス浅草橋、平成30年4月開設予定。利用定員は0歳が3人、1・2歳が16人の計19人。ふくろう保育園、平成30年4月開設予定。利用定員は0歳が3人、1・2歳が16人の計19人。

**【質疑応答】（審議事項①・②）**

なし

**（西委員長）**

審議事項①、②については了承とする。（全委員異議なし）

**③ 子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて**

**【説明】**

**（子育て・若者支援課長）**

審議資料3に基づいて説明する。子ども・子育て支援事業計画の見直しの方法や、推計児童数が明らかになった。よって今回は平成30年度、31年度の量の見込みについて報告する。

現行計画策定時は平成25年度長期総合計画策定時の人口推計を用いて、就学前児童数を想定。実人口は各年度とも上回り、推計値と乖離。

計画に対する実績の報告をする。教育・保育とは、幼稚園・保育園等の恒常的に子供を預かる部分。教育ニーズについては、実績が量の見込みを下回り、需要を満たしている。保育ニーズについては、平成28年度時点で計画数以上の施設整備を実施しているが、待機児童が発生。特に3号認定（0～2歳）が多い。待機児童の状況は資料記載のとおり。平成29年4月1日時点では227人。そのうち3号認定が占める割合は約90%。地域子ども・子育て支援事業は、主に在宅家庭の一時的な預かりや乳幼児の相談業務を対象。計画策定時の想定ニーズ量を満たす確保数は達成。潜在的ニーズの数値化が困難なため、利用実績により現状把握を行っている。

平成30年度・31年度の量の見込み算出方法の報告をする。現行計画時と同様、推計児童数に利用意向率を乗じる。推計児童数は、新たな基本構想の策定に伴う人口推計を活用。利用意向率は次のとおり。教育・保育については平成27年から29年度年齢別実績の傾向を踏まえ推計。現行計画はニーズ調査を基に各認定区分の利用意向率を算出したが、5年間の計画期間は一定であることを前提としていた。各年度の年齢の人口に対する実績の傾向としては、1号・2号認定の「教育希望が強い」の合計が経年で減少傾向。その以外の保育需要は増加傾向、特に1歳児の伸びが顕著。地域子ども・子育て支援事業については、現行計画策定時に実施したニーズ調査の結果や事業実績を基に算出した利用意向率を活用。

今後のスケジュールについて。現段階は平成30年度・31年度の量の見込みの算出まで終了。今回の審議で了承を得られれば、各事業の確保量を算出し、改めて本協議会委員にもお示しする。平成29年12月から翌年1月でパブリックコメントを実施し、平成30年2月に最終報告。

以上の内容を反映したものが資料3-2。

3から6ページは台東区の子育て環境。教育・保育に係る各種のデータを記載。4ページの「人口推計」について、平成29年度までは実績値、以降は推計値。就学前児童人口は今後も増加が見込まれる。5ページの「保育所等入所者数の推移」について、保育所等の整備を進めた平成27年度から大きく上昇しているが、依然として待機児童が増加。7から8ページは「教育・保育の量の見込み」について。平成30年度・31年度の数値は先に説明のとおり算出したもの。括弧内の数字は現行計画策定時の推計値であり、特に3号認定の乖離が顕著。確保策の方針について9ページ

に記載。不足する0～1歳児に対しては小規模保育所、家庭的保育で確保、また緊急保育室を整備。10ページ以降は「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」。時間外保育事業は平成30年度・31年度は推計児童数が増加したため、増加。放課後児童健全育成事業について、先の報告事項のとおり今後の需要に応じた整備を含め、保育が必要な児童の受け入れ体制を充実させる。放課後子供教室は子ども・子育て支援法に基づく計画事業ではないが、こどもクラブで過不足が生じた場合は、放課後子供教室にて吸収する。子育て短期支援事業は、推計値から算出すると上段数値だが、現状の実績を加味し下方修正。地域子育て支援拠点事業は子ども家庭支援センターのあそびひろばと児童館の利用。現行計画では確保について数値化されていない。今回は、比較できるよう数値化する。一時預かり事業について、幼稚園における在園児対象の預かり保育は、推計児童数により増減、幼稚園における在園児の預かり保育以外は、いつとき保育の地域偏在が課題であり、見直しに伴って対応を検討、確保策に反映させていく。病児・病後児保育事業は、推計児童の増により増。子育て援助活動支援事業は、現行計画とほぼ同数だが、実績値を加味して上方修正。利用者支援事業について、ゆりかご・たいとうは、28年度新規事業のため量の見込みを新たに算出、子育てアシストは従前のとおり。妊婦に対する健康診査、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業は、現行計画では確保数と量の見込みが対比できない形であり、見直しを機に確保数も数値化する。実費徴収に係る補足給付を行う事業は、平成27年度途中からの新規事業であるが法定事業のため、量の見込みを新たに算出。

### 【質疑応答】

#### (多川委員)

計画値と実績値に乖離がでると、年を追うごとに乖離が大きくなる。平成30年度の実績値が把握できた段階で、翌年度の計画を見直してほしい。

#### (児童保育課長)

この「中間年のまとめ」の最終案には、平成30年度の認可保育園の申込結果を反映させる予定。

#### (西委員長)

審議事項③については了承とする。(全委員異議なし)

### (3) その他

#### (子育て・若者支援課長)

子ども・子育て支援計画改訂版の中間のまとめについて、本来協議会をもう一度開き、確保数が入ったものを審議していただくところだが、予算の関係でスケジュールが厳しい。郵送等何らかの形でお示ししたいと考えている。

#### (西委員長)

これをもって平成29年度 第2回協議会を閉会する。